総合成績について

都道府県対抗で行われる国体では、冬季国体と本大会を合わせて 40 の正式競技が行われ、各競技で8位以内に入賞すると競技得点が与えられます。また、大会(ブロック大会を含む。)に参加すると、参加得点が与えられます。

競技ごとに競技得点と参加得点を合計して競技別総合成績が決定します。その競技別総合成績を合計して、男女総合成績(天皇杯)と女子総合成績(皇后杯)を決定し、第1位の都道府県には、それぞれ天皇杯、皇后杯が授与されます。

総合成績の算出方法

●**男女総合成績**(天皇杯) = **冬季大会**(3競技) +**本大会**(37競技)
●**女子総合成績**(皇后杯) = **冬季大会**(2競技) +**本大会**(34競技)

各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

(1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績(天皇杯)および女子総合成績(皇后杯)とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	―――	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注]「種別」:種別などに与える競技得点　「種目」:種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は 10 点とし、大会(ブロック大会を含む。)に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。

ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

(3) 参加資格違反等に関する得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。